

# 里親ハンドブック



仙 台 市

令和元年11月

# 目次

第1 里親制度とは	
1 里親制度と趣旨	1
2 児童福祉の原理と社会的養護	1
3 家庭と同様の環境における養育の推進	1
4 里親の種類	1
5 里親が行う養育に関する最低基準	2
第2 子供の委託	
1 委託を受けたら	4
2 里親養育のプロセス	5
3 真実告知について	7
第3 里親委託時の書類・事務手続き	
1 児童相談所から渡される書類	7
2 児童相談所に提出する書類	8
3 里親が行う手続き	8
4 その他の手続き	9
第4 委託にかかる費用	
1 里親措置委託費	10
2 里親奨励費と里子育成費	10
3 委託にかかる費用（措置費）の課税上の取扱い	11
第5 養育計画と定期訪問等	
1 養育計画	11
第6 子供のケガや病気の医療費など	
1 医療費	12
2 眼鏡等の製作・修理費	13
3 柔道整復施術療養費	14
第7 子供の予防接種	
1 定期予防接種と任意予防接種	14
第8 里親賠償責任保険	
1 里親賠償責任保険のあらまし	16
2 補償内容	16
3 事故が生じたときは	17

第9 保育所の利用	
1 保育所の利用	18
2 支給認定	19
3 障害児等保育	20
第10 幼稚園の利用	
1 幼稚園の入園までの流れ	20
2 認定こども園の入園までの流れ	20
3 幼稚園での預かり保育	21
4 費用負担について	21
第11 子供の発達についての相談	
1 発達相談支援センターについて	21
2 相談の実際	21
3 障害児通所支援の利用	22
第12 里親の支援について	
1 里親支援事業について	23
2 里親支援機関について	23
3 レスパイト・ケアについて	24
第13 養子縁組について	
1 普通養子縁組と特別養子縁組の違い	24
2 普通養子縁組とは	25
3 特別養子縁組とは	25
第14 子供の委託解除	
1 委託解除等	26
2 里親委託解除時に返却する書類	27
第15 18歳を過ぎてからの自立支援	
1 措置延長	27
2 社会的養護自立支援事業	27
3 アフターケア事業	29
4 委託解除後の身元保証人確保対策	29
5 自立支援資金貸付事業	30
6 奨学金（日本学生支援機構）	32
第16 一時保護委託について	33
第17 仙台市ほほえみの会（仙台市里親会）の活動	33
第18 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	34
表・様式集	35～

# 第1 里親制度とは

## 1 里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づき、さまざまな事情で家族と暮らせない子供たちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

里親との家庭生活は、特定の大人とのつながりを軸に、自他を思いやる心を育むなど、子供が発達・成長していく上で土台となるものです。

## 2 児童福祉の原理と社会的養護

児童福祉法では「児童は、児童の権利に関する条約にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られる等を保障される権利を有する。」ことが位置付けられています。

社会的養護の基本理念を「子供の最善の利益のために」と「全ての子供を社会全体で育む」とし、保護者の適切な養育を受けられない子供を、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものとされています。

## 3 家庭と同様の環境における養育の推進

国及び地方公共団体は、保護の必要な児童の代替的養育については、家庭に近い環境での養育を推進するため、家庭における養育環境と同様の養育環境である養子縁組や里親等へ委託することを原則として取り組むこととされています。

## 4 里親の種類

里親には、「養育里親」、「養子縁組里親」、「専門里親」、「親族里親」の4種類があります。

種類	要件等
養育里親	要保護児童を養育することを希望し、養育里親名簿に登録された里親 ※5年ごとに更新研修を受ける必要があります。
専門里親	一定の資格要件を有し、専門里親研修を修了した養育里親であって、次の理由等により、特に支援が必要な要保護児童を、2年間を限度（更新可能）に養育するものとして養育里親名簿に登録された里親 ・児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ・非行等の問題を有する児童 ・身体障害、知的障害又は精神障害がある児童 ※2年ごとに更新研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組里親名簿に登録された里親 ※5年ごとに更新研修を受ける必要があります。

親族 里親	<p>要保護児童の扶養義務者（祖父母、兄弟姉妹等）及びその配偶者である親族で、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が、次の理由等により、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者として認定された里親</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡、行方不明、拘禁又は疾病による入院等</li> <li>・ 虐待や養育拒否</li> <li>・ 精神疾患</li> </ul> <p>※扶養義務のない親族に対する里親委託＝ 養育里親を適用・要保護児童の被扶養義務者及びその配偶者でない親族（おじ、おば等）の場合は、親族による「養育里親」の扱いとなります。</p>
----------	--

## 5 里親が行う養育に関する最低基準

児童福祉法の規定に基づき、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められています。

この最低基準は、里親の行う養育について、子供の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するもので、里親は、この基準を遵守するとともに、最低基準を超えて、常に、養育の内容を向上させるように努めなければなりません。

項 目	内 容
養育に関する一般原則	子供の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、自立を支援する。養育を効果的に行うため、研修を受け、資質向上に努める。
平等に養育する原則	自らの子供若しくは他の子供と比較して、又は国籍、信条若しくは社会的身分によって差別的養育をしない。
虐待等の禁止	児童虐待その他子供の心身に有害な影響を与える行為をしない。
教育	学校教育法に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努める。
健康管理等	常に健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。また、栄養改善及び健康増進を図り、日常生活における食事についての正しい理解と習慣を養う。
衛生管理	食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
給付金の管理	<p>児童手当等の給付金の支給を受けたときは、その金銭を次により管理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該金銭及びこれに準ずるもの（運用利益を含む。）を、その他の財産と区分する。</li> <li>② 給付金の支給の趣旨に従って用いる。</li> <li>③ 収支の状況を明らかにする記録を整備する。</li> <li>④ 子供の委託が解除された場合は、速やかに、子供に係る金銭をその子供に取得させる。</li> </ol>

自立支援計画の遵守	児童相談所が作成した自立支援計画に従って養育する。
秘密の保持	正当な理由なく、業務上知り得た子供やその家族の秘密を漏らしてはならない。
記録の整備	子供の養育の状況に関する記録を整備しておく。
苦情等への配慮	養育に関して、委託されている子供からの苦情やその他の意志表示に対し、迅速かつ適切に対応する。 児童相談所から指導又は助言を受けたときは、それに従って必要な改善を行う。
児童相談所への報告	児童相談所からの求めに応じ、委託されている子供の心身の状況、養育の状況等を定期的に報告する。 子供に事故が発生したときは、遅滞なく児童相談所に届け出る。 病気その他やむを得ない事由により子供の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付して児童相談所に届け出る。
関係機関との連携	子供の養育に関し、児童相談所、学校等の関係機関と密接に連携する。
再委託の制限	仙台市が、里親が養育する子供を一時的に他の者に委託することが適当と認めるとき又は特にやむを得ない事情があると認めるときを除き、子供の養育を他の者に委託してはならない。



## 第2 子供の委託

---

### 1 委託を受けたら

#### (1) 子供が我が家に来る

「他人の家庭で暮らすことになる子供の気持ち」を「子供の立場」になって考えてあげてください。大人でも知らない人に会うと緊張します。まして、赤ちゃんが人見知りして泣くのは当たり前のことです。

委託後に、疑問や不安が生じた場合は、小さなことでも遠慮なく児童相談所や施設等の職員に相談して、抱え込まずに解決していけるようにしましょう。

#### (2) 近所へのあいさつ

今まで大人だけだった家庭から、突然、子供の声や泣き声がしたり、見知らぬ子供の姿を見掛けたりすると、近所の人には不思議に思うはずです。

好奇心に満ちた噂話やおせっかいを防ぐためにも、紹介のあいさつをしておくようにしましょう。

#### (3) 姓はどうする？

姓をどうするかは、養育里親と養子縁組里親で違ってきますし、子供の年齢にもよります。養育里親の場合、子供と話し合っ決めてもいいでしょう。

本人の姓で通す場合と、通称として里親の姓にする場合があります。後者の場合、呼び方について幼稚園、学校等に説明に行き、担任の先生などに十分理解してもらいましょう。いずれにしても、委託される前に、児童相談所の里親相談員とも相談しながら決めてください。

養子縁組を希望する里親の場合は、就学前に特別養子縁組をする例がほとんどですので、最初から里親の姓で通してもよいでしょう。

また、医療機関を受診した時の呼ばれ方も、よく話題になります。健康保険証は本人の姓になっていますので、里親の姓で呼んでほしいときは、その旨をよく窓口の説明しておきましょう。なお、児童相談所から発行される受診券は、通称を併記することができますので、ご希望の方は、児童相談所にご連絡ください。



## 2 里親養育のプロセス

それぞれの子供には個性があり、必ずしもこの順番で進むわけではありません。年齢や、それまでの育ちによっても変わってきますので、ポイントにとらわれすぎないようにしましょう。

プロセス	里子の状態や出来事	養育のポイント
前提としての親子分離の意味	親子分離は子供にとって危機的な体験です。事情を説明されていても、自分が親から「捨てられた」「嫌われた」のではないかと思いつ込んでいる場合も多いです。	子供の思いを受け止めながらも、子供の責任ではないことを伝えます。
「過剰適応」もしくは「関わらない」	新たな大人たちの前で自然に行動できず、「良い子」になることで受け入れてもらおうとします。その一方で、距離を置いて、表面的な関わりにとどめようとする場合もあります。いずれも個人差はありますが、通常は1か月位続きます。	食事・睡眠が安心してとれるようになることが目標です。「良い子」でいることを求めず、お互い頑張りすぎないようにしましょう。
退行と身体化	赤ちゃん言葉を使う、抱っこや添い寝を求める、里母の胸を触りたがるなどの行動が出てきます。それまでできていたことをしなくなり、手伝ってもらいたがることも増えます。また、原因の分からない痛みや具合の悪さを訴えたりすることも増えます。	赤ちゃんからやり直すプロセスの意味を理解することが大事です。年少児であれば、おんぶや抱っこなど肌で直接的に接して受け止めます。また生理的に胸を触られることが嫌であれば、代わりの方法を探します。年長児であれば、「一緒にやる」ことを増やします。具合の悪さを訴えるときは、安心させる言葉がけをします。
行動化	要求やこだわりが強くなり、なだめても一向に耳に入らなくなることが増えます。里親の嫌がることを繰り返す、勝手に物をとる、過食や偏食をする、やったことを認めない、言い訳をする、かんしゃくを起こすといった行動がよく見られます。幼児のイヤイヤ期のように、年齢が高い場合は、表現が激しいことも多いです。また特定の人に対してだけこのような姿が見られることがあります。	根本には、受け止めてもらえるのかという不安を抱えていることが多いです。気持ちを受け止めつつも、譲れない一線を守ることが必要です。時間を置いたり、人を変えたりして、冷静に対応しましょう。罰を与えることはあまり意味がありません。子供が大事にしているものは尊重し、認めることも大切です。
愛情の独占欲求と嫉妬	年齢の近い実子や他の里子よりも自分にかわいがってほしい、という気持ちが強くなります。一時的に行動化が収まっても、また出てくる場合があります。	1対1の時間を作り、あなたが大事というメッセージを伝えます。待っていてくれて、ありがとうなどの感謝の気持ちを伝えます。



受容	乳幼児の場合には大人の体温を感じることで安心感を求めようとします。中高生の場合には、他者との関係を構築するのに不安を持つことがあります。	見守っていること、分かっていることを言葉にして伝えてあげることが大切です。それにより他者に対する基本的信頼と安心感を得る一歩を踏み出します。心配なことは多いですが、罰や強い叱責で子供の行動をコントロールしすぎると、不信感だけが強くなっていきます。
安定と境遇の整理	「なぜ自分がこの家にやってきたのか」「自分の身と家族の生活に何が起こったのか」子供なりの発想で必死に出来事を考え、自分なりの答えと納得を得ようとします。分からないことを想像でうめるので、思いもよらない誤解をしていることもあります。	子供の理解に合わせて、できる限り事実的に即して説明します。子供を大切に思っているというメッセージも一緒に伝えましょう。
今の納得と現実課題への取り組み	今の生活に不満はなくとも、自分だけではどうすることもできない「見捨てられたような感情」を抱くことがあります。	分離体験の本来の意味や、嫌われたり、捨てられたりしたわけではないこと、子供に幸せになってもらいたいと思つての決断だったことなどを説明します。生まれてから今に至るまでの生い立ちの整理をすることで、自分なりの納得を見つけていく手伝いをします。
思春期の揺れと反抗、試行錯誤	程度の差はありますが、反抗的、深夜徘徊、引きこもり、金遣いが荒い、服装が派手になるなどの行動がみられるようになります。自立への葛藤に加え、分離を体験している子供たちは、根底にある孤独感と自分の境遇に対する揺り戻しのために、激しくなることが多いです。実親に会いたいという思いも出てきますが、里親に対する思いもあるために、言えないことで苦しむこともあります。	試行錯誤の連続です。実親に会いたいという思いは、里親を拒否するものではありません。子供の気持ちを受容し、実際に会うこと、その後の気持ちの揺れも否定せずにサポートします。
里親・子関係の再構築と自立	思春期に葛藤した里親・子関係が、試行錯誤と一定の期間を経て落ち着きます。	子供が里親宅から自立する、自宅へ戻るためのサポートをします。



### 3 真実告知について

養子にするかしないかに関わらず、子供を迎え入れた時から、いつ「里子」であることについて伝えるべきか、里親は悩むことと思います。子供を乳児の時から育て、里親もあえて伝えないようにしている場合、子供は里親を実父母と思い込んでいることもあります。

しかし、子供が成長し、入学や進学の際に戸籍を見たり、近所の人から言われたりして実父母でないことを知ることがあります。そのときの衝撃は大きいものです。ですから年齢に応じて分かるように、本当のことを知らせておいた方がよいでしょう。子供のためだと思っても、「本当は実子なのだが、よそに預かっていたのを連れ戻したのだ」などとごまかそうとするのは、かえって子供を混乱させるだけです。また、子供の問題行動等を収める手段として話すことは、絶対にやめましょう。

告知の時期は、小学校高学年までの親子関係が安定している時期が望ましいと言われていています。しかし、子供が疑問に思って、「うちの子じゃないの?」と聞いてきたときには、話すタイミングと受け止め、里親の知っている範囲で本当のことを話し、「でも今はうちの子だよ」と伝えましょう。

産みの苦しみに代わる苦しみが、この告知と言われます。真摯に子供と向き合うことで、里親への信頼も深まります。

## 第3 里親委託時の書類・事務手続

### 1 児童相談所から渡される書類

委託時の書類	事務手続
措置決定通知書	子供が委託されたときに通知される文書です。子供の委託が解除・停止された場合は、措置解除（停止・停止解除）通知書が交付されます。
委託児童票	委託される子供の生活歴及び委託に至る経過、児童の心理診断等について記されたものです。
自立支援計画書	子供を養育するにあたり、養育上必要な事項等を記載した書類です。
委託児童の養育状況に関する報告書	里親が、子供の心身の状況、養育の状況等を定期的に児童相談所へ報告するための様式です。
委任状	保護者が、子供の予防接種やその他必要と認められる医療行為に同意していることを示す様式です。
健康保険被保険者証	委託される子供は、里親の健康保険には加入できません。子供の実親が公的医療保険に加入している場合の子供用のものです。「家族（被扶養者）」と記載されています。
受診券	保険診療（調剤）に係る自己負担額（一部又は全額）を公費負担するために児童相談所から発行されるもので、医療機関等を受診した際に健康保険被保険者証と一緒に提示します。 公的医療保険に加入している子供については、公的医療保険が適用優先になります。

	す。公的医療保険に未加入の子供については、全額公費負担となります。
母子健康手帳	妊娠中から出産時、産後や乳幼児期の状況、妊婦健康診査や乳幼児健康診査など各種の健康診査や訪問指導、保健指導の母子保健サービスを受けた際の記録、予防接種の接種状況等を記した手帳です。
転出証明書等	<p>子供が委託される際、里親宅に子供の住所を移す必要があります。</p> <p>①他の市町村に転出・転入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出前に、委託児童相談所等が転出前の市町村に転出届を提出して転出証明書を用意します。</li> <li>・転出後、里親が転入先の市町村に転入した日から14日以内に、転出証明書を添えて転入届を提出します。</li> </ul> <p>②同一の市町村内で転居する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親が、住民票のある市町村に転居した日から14日以内に、転居届を提出します。</li> </ul>
在学証明書 教科書給与証明書	<p>子供が小・中学校へ通学していて、転校を要する場合は、転出校が発行した各証明書を転入校へ提出します。</p> <p>現在籍校での最終登校日に、学校から以下の書類を受け取ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 在学証明書</li> <li>イ 教科書給与証明書</li> </ul> <p>受け取った書類を持って、転居します。</p>
身体障害者手帳・療育手帳	<p>子供が身体的な障害や知的な障害を有し、認定されている場合に発行されている手帳です。</p> <p>① 他の市町村に転出・転入する場合</p> <p>転入先の市町村で住所変更の手続きが必要です。</p> <p>② 同一の市町村内で転居する場合</p> <p>当該市町村で住所変更の手続きが必要です。</p>

## 2 児童相談所に提出する書類

委託時の書類	説明
児童委託承諾書	委託した子供の養育に関する承諾書です。
口座振替依頼書	里親委託費や里親奨励費・里子育成費の振込先を指定するものです。

## 3 里親が行う手続き

手続き	説明
住民票の異動	<p>子供の委託と同時に子供の住所は里親を世帯主とする住所に異動します。住民票続柄欄の記載は「縁故者」となります。</p> <p>住民票異動に関する手続きは里親が行います。</p>

	<p>次の書類が必要です。</p> <p>ア 措置決定通知書（里親委託について明らかにすることができる書類）</p> <p>イ 転出証明書（子供の住所が県外の場合）</p> <p>※措置決定通知書の子供の住所欄が空白の場合は、児童相談所に下記の委任事項を記載した委任状を提出し、児童相談所へ手続きを依頼します。</p> <p>「住民票の異動」「同一の世帯にする」</p>
児童手当の認定請求	<p>子供を委託された場合、児童手当が支給されます。住所を所管する区役所または総合支所の保険年金課等に、子供を養育し始めた日の翌日から15日以内に認定請求を行います。次の書類が必要となります。</p> <p>ア 児童手当認定請求書（保険年金課等の窓口にあります）</p> <p>イ 措置決定通知書（里親委託について明らかにすることができる書類）</p> <p>ウ 支払希望金融機関・口座番号が分かる書類（里親の通帳の写し）</p> <p>児童手当は「児童の健やかな成長に資する」という児童手当の支給の趣旨に従って使用するとともに、収支の状況を明らかにする記録を整備してください。</p>
転入学の手続き	<p>転居先の住所を所管する区役所または総合支所の戸籍住民課等に、住民票の異動届を提出し、お子様の就学通知書を受け取ります。</p> <p>その後、以下の書類を持って、転校先の学校で転校手続きを行います。</p> <p>ア 在学証明書</p> <p>イ 教科書給与証明書</p> <p>ウ 就学通知書</p>

#### 4 その他の手続き

手続き	説明
パスポートの申請手続き	<p>未成年者がパスポートを申請する場合は、法定代理人署名欄に法定代理人である親権者（父又は母）か後見人の署名が必要となります。「里子」が申請する場合、法定代理人署名欄は空欄とし、「里親決定通知書」等の公的資料の提示と渡航目的に関する事情説明書（様式自由）に里親の署名があれば申請をすることができます。</p> <p>※短期間であっても、委託児童を海外に連れて行く場合は必ず事前に、児童相談所にご連絡下さい。</p> <p>問合せ先 宮城県パスポートセンター 022-211-2278</p>
扶養控除	<p>委託児童は、所得税法上の扶養親族と見なされ、里親の所得に対する扶養控除の対象となります。なお扶養親族の要件としてはその年の12月31日の現況に基づいて行われます。</p> <p>問合せ先 最寄りの税務署</p>

特別児童扶養手当	一定の所得要件等を満たす場合、20歳未満の中度・重度の心身障害児を養育している方に支給されます。 問合せ先 お住まいの区役所または総合支所の家庭健康課等
児童扶養手当	支給されません。
高等学校等就学支援金	委託児童が高校等に入学した際、一定の所得要件等を満たす場合、授業料に充てるための就学支援金が支給されます。 問い合わせ先 在学している学校の事務担当

## 第4 委託にかかる費用

### 1 里親措置委託費

児童相談所が、法に規定する里親委託の措置を採った場合、里親措置委託費（別表）が子供を受託する時に届けた銀行口座に振り込まれます。

厚生労働省の定める「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金に係る交付要綱」に基づき単価を設定しています。年度途中で要綱が改正され単価や支給条件に変更があった場合には、費用を交付要綱の適用日から再計算し、差額を精算（追加支給もしくは戻入）します。

費用請求の証明書は仙台市ホームページ（里親制度）からダウンロードできます。「仙台市 里親制度様式」で検索できます。

### 2 里親奨励費と里子育成費

里親委託費のほかに、下記の児童等を現に養育している里親のうちで仙台市児童相談所長が適当と認めたる者に対し、児童の養育にかかる負担を助成するために、次に定める額が支給されます。

費用の種類	支給対象となる委託児童等	支給金額
里親奨励費	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児（支給停止を含む。）以外の児童で、下記のいずれかに該当する児童 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童 (2) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた児童 (1)、(2)に準ずる児童として所長が認めた児童	児童1人当たり 月額5,000円
里子育成費	(1) 高等学校第1学年に入学した児童	児童1人当たり 30,000円
	(2) 高等学校に在学する児童	児童1人当たり 月額8,000円

### 3 委託にかかる費用（措置費）の課税上の取扱い

国税庁からの通知に基づき、里親が仙台市から支給を受けた措置費は課税の対象になり、確定申告を行う必要があります。

#### (1) 所得の区分

支給を受けた措置費については、里親の雑所得の金額上、総収入に算入されることとなります。

#### (2) 所得の計算方法

雑所得の金額である措置費は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算することとされています。このため、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合は、課税関係は生じないこととなります。

#### (3) 具体的な手続き

- ・措置費として支給された金額（一般生活費等及び里親手当の合計額）以上に必要経費が生じている場合には、この措置費について雑所得の金額は生じないこととなります。
- ・この場合、措置費について確定申告を行う必要はありません。
- ・必要経費とは、子供の養育に要した費用（食費、衣料費、教育費、教養娯楽費等）や里親としての活動に要した費用（研修会への参加、子供に同伴するための交通費等）が該当します。

#### (4) 収支状況の記録や整理

税務署から照会があった場合には、里親委託に係る金銭の収支状況の説明を求められることとなりますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。

なお、確定申告に係る具体的な手続きについては、最寄りの税務署にお問合せください。

## 第5 養育計画と定期訪問等

### 1 養育計画

児童相談所は、子供を里親に委託するとき、「自立支援計画書」を作成した上で、里親に対して、児童の養育において里親が果たすべき役割について説明します。

里親は、最低基準に基づき、この計画書に従って委託を受けた子供を養育します。

#### (1) 養育状況等の報告

里親は、委託中の子供に対する養育の状況等について、定期的に児童相談所へ報告してください。

頻度	提出物
委託後6か月以内（毎月）	定期報告書
委託後6か月以降（年2回 6月、12月）	定期報告書

次のようなときは、下記に示した様式により忘れずに報告、届出てください。

	具体例	必要様式
里親の認定登録の取消しを申請するとき		様式3号(P38)
里親の家庭状況等に変更があった場合	名字・住所・電話番号・勤務先・委託料振込先金融機関口座などの変更があった場合	様式5号(P39)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託児童が家出、事故等の緊急事態が生じた</li> <li>・レスパイト・ケアを利用したい</li> <li>・委託を継続できないとき</li> <li>・養子縁組を行いたいとき</li> </ul>	電話等で至急連絡してください。

## (2) 児童相談所による定期訪問

児童相談所に配置されている担当の児童福祉司、里親等委託調整員及び施設に配置されている里親支援専門相談員が定期的に家庭訪問を行うなどして、里親や子供の状況を確認し、相談支援等を行います。

## (3) 養育計画の検証・見直し

児童相談所は、定期的に自立支援計画書の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

# 第6 子供のケガや病気の医療費など

## 1 医療費

子供一人ずつに児童相談所が発行する「受診券」が交付されますので、医療機関にかかるときはその受診券を提示することにより、窓口での支払いをすることなく診療が受けられます。

- ・子供が医療機関にかかるときは児童相談所が発行する「受診券」と子供の実父母等が加入している健康保険の被保険者証、(国民健康保険の場合は「遠隔地被保険者証」)の両方を持参し窓口へ提出してください。
- ・健康保険証がない子供の場合は「受診券」のみで受診できます。
- ・里親の健康保険には加入できません。
- ・「受診券」は子供の委託と同時に児童相談所から交付を受けてください。

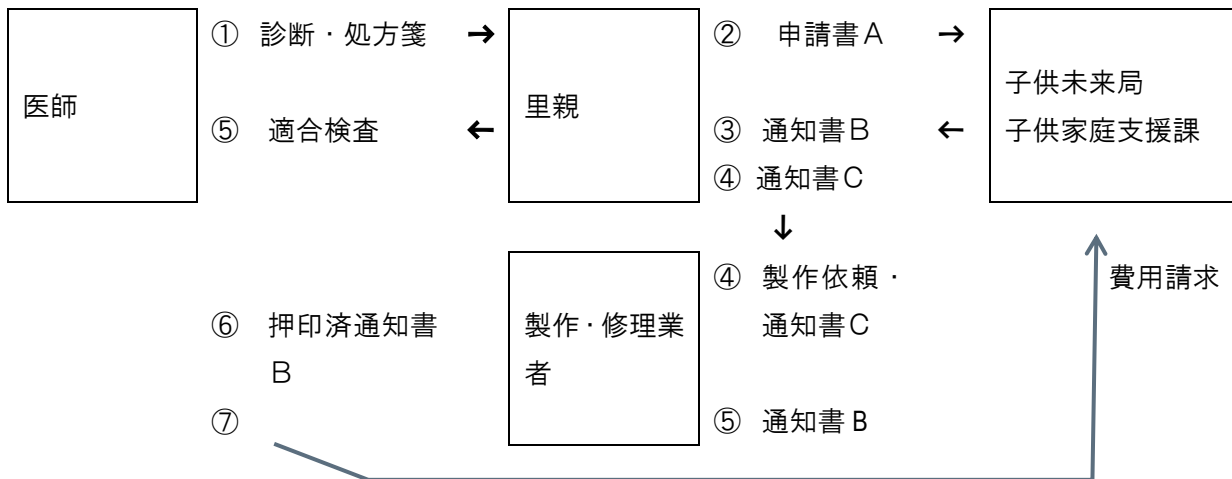


## 2 眼鏡等の製作・修理費

医師の診断の結果、眼鏡や装具等を装着する必要がある場合、その製作・修理にかかる費用は公費により支払います。（ただし、身体障害者福祉法に基づく障害程度等級表の障害に該当する場合は除きます。）

- ① 医師の診断の結果、子供に眼鏡等が必要になった場合、医師の診断書または視力を記載した処方箋その他関係書類を添付して、子供家庭支援課に申請します。
- ② これを受けて市が認定したものについては、児童福祉法の規定による範囲内で、その費用が子供家庭支援課から業者へ直接支払われます。
- ③ ただし、眼鏡等の品質は必要最小限のものとし、コンタクトレンズについては医師の診断により保険適用外の治療を行う場合のみに認められます。

### ■申請から支払までの流れ



- ① ②医師の診断により診断書または処方箋を添付し、子供家庭支援課に所定の様式 A により申請する。
- ③ 認定されると、里親あて通知書 B と業者あて通知書 C が里親に届く。
- ④ 通知書 C を業者に渡し、製作依頼する。
- ⑤ 製作完了後、医師の適合検査を受け、通知書 B のコピーに検査印をもらうと同時に里親の受領印を押す。
- ⑥ ⑤の押印が済んだ通知書 B のコピーを業者に提出する。
- ⑦ 業者は押印済通知書 B を添付して市に費用請求する。



### 3 柔道整復施術療養費

利用前に子供家庭支援課に必ず申請が必要です。医師の診断の結果、柔道整復師による施術が必要となる場合、医療費に代わる施術費は公費により支払います。医療費と異なり「受診券」は使えません。

- ① 医師の診断の結果、子供に柔道整復師による施術が必要となった場合、医師の診断書その他関係書類を添付して、子供家庭支援課に申請します。
- ② これを受けて市が承認した施術費は子供家庭支援課から柔道整復師へ直接支払われます。

問い合わせ先

仙台市子供未来局子供家庭支援課 児童養護係  
 〒980-0011  
 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号  
 電話：022-214-8180

## 第7 子供の予防接種

### 1 定期予防接種と任意予防接種

予防接種には、法令で定められた定期予防接種と本人が希望して行う任意予防接種があります。定期接種の場合、「定められた接種間隔」で「定められた回数」であれば、接種費用は無料です。

枠外に行った定期予防接種および任意予防接種の実費については、以下のとおり里親措置委託費の支給が受けられます。

種類	定期・任意 予防接種の 別	予防できる感染症	初回接種時期の目安	回数	措置委託費 の支給項目
ヒブ	定期	ヒブ感染症（特に細菌性髄膜炎・喉頭蓋炎）	生後2か月の月誕生日の前日から生後7か月の月誕生日の前日まで	4～1回	予防接種費
小児の肺炎球菌	定期	小児の肺炎球菌感染症（細菌性髄膜炎、肺炎など）	生後2か月の月誕生日の前日から生後7か月の月誕生日の前日まで	4～1回	予防接種費
B型肝炎	定期	B型肝炎	生後2か月の月誕生日の前日から生後9月の月誕生日の前日まで	3回	予防接種費
4種混合	定期	ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（小児まひ、急性灰白髄炎）	生後3か月の月誕生日の前日から1歳の誕生日の前日まで	3回 (追加1回)	予防接種費

BCG	定期	結核	生後5か月の月誕生日の前日から生後8か月の月誕生日の前日まで	1回	予防接種費
麻疹・風しん	定期	麻疹・風しん	1期：1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで	1回	予防接種費
			2期：小学校入学前年度の1年間（4月1日～3月31日）	1回	
水痘	定期	水痘（みずぼうそう）	1歳の誕生日の前日から1歳3か月の月誕生日の前日まで	2回	予防接種費
日本脳炎	定期	日本脳炎	1期初回：3歳の誕生日の前日から4歳の誕生日の前日まで	2回	予防接種費
			1期追加：4歳の誕生日の前日から5歳の誕生日の前日まで	1回	
			2期：9歳の誕生日の前日から10歳の誕生日の前日まで	1回	
二種混合	定期	ジフテリア・破傷風	11歳の誕生日の前日から12歳の誕生日の前日まで	1回	予防接種費
ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）※1	定期	子宮頸がん予防	2価HPVワクチン：中学1年相当女子	3回	予防接種費
			4価HPVワクチン：中学1年相当女子	3回	
ロタウイルス	任意	ロタウイルスによる胃腸炎	単価ロタウイルスワクチン：生後6週～14週6日までが推奨されています。	2回	予防接種費
			5価ロタウイルスワクチン：生後6週～14週6日までが推奨されています。	3回	予防接種費
おたふくかぜワクチン	任意	おたふくかぜ	1歳時が推奨されています。ヒブ、小児の肺炎球菌、4種混合麻疹・風しん、水痘と同時接種できます。	2回	インフルエンザ等予防接種費※2
インフルエンザワクチン	任意	インフルエンザ	生後6か月以降から。毎年10～11月頃までが推奨されています。	2回 （13歳以降は1回）	インフルエンザ等予防接種費

※1 国の通知により、現在この接種は積極的にはお勧めしていません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。

※2 仙台市では、おたふくかぜワクチンについて、満1歳から3歳未満（1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで）の子どもを対象に、1回のみ接種費用の一部を助成しています。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。

・申請方法

(1) 予防接種費

- ① 里親が「予防接種費申請書」を子供未来局子供家庭支援課へ提出します。
- ② これを受けて市が承認した予防接種費は子供家庭支援課から里親へ直接支払われます。

(2) インフルエンザ等予防接種費

- ① 里親が「インフルエンザ等予防接種費申請書」および「医療費証明書」を子供未来局子供家庭支援課へ提出します。
- ② これを受けて市が承認したインフルエンザ等予防接種費は子供家庭支援課から里親へ直接支払われます。

## 第8 里親賠償責任保険

### 1 里親賠償責任保険のあらまし

委託中の子供が、ケガや病気、事故に遭った時に、親権者や子供本人から損害賠償を請求される場合、又は、他人や者に損害を与え、損害賠償を請求される場合に備えた里親賠償責任保険があります。

里親が、仙台市ほほえみの会（里親会）の会員であることが、里親賠償責任保険への加入条件となっております。仙台市ほほえみの会が、個々の里親について、公益財団法人全国里親会を通じて、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」の商品である里親賠償責任保険への加入手続きを行います。保険料は児童相談所の負担により、個人負担はありません。万一の場合に備え、仙台市ほほえみの会に加入するようお願いいたします。

### 2 補償内容

(1) 施設賠償責任保険

日本国内において里親の住居や業務遂行が原因で、養育を委託されている子供や他人にケガをさせ、又は他人の物をこわしてしまった場合に、里親が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。なお、委託された子供の行為が原因で同様の損害を被った場合も補償します。

(2) 生産物賠償責任保険

日本国内において里親が製造・提供した飲食物などにより、委託された子供や他人に病気やケガをさせてしまった場合に、里親が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(3) 保険金の内容

保険金の種類	内容
損害防止費用	里親が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用。
緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用。

権利保全行使費用	里親が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用。
争訟費用	里親が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用。
協力費用	里親が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて里親の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、里親が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用。
損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金。 ア 身体賠償事故の場合治療費、医療費、慰謝料等 イ 財物賠償事故の場合修理費、再調達に要する費用等
被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用
事故対応特別費用	前記の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを里親が知った場合において、里親がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）。

#### （４）個人賠償責任の補償内容（１２歳以上の委託児童用）

保険金の種類	内容
損害賠償金	事故の相手方に支払うべき法律上の損害賠償金。
訴訟費用	訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます。）。
その他の費用	応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用など。
死亡・後遺障害	１２歳以上の委託された子供（被保険者）が、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡、又は後遺障害が生じた場合の補償。

#### （５）保険金額

保険の種類	保険金額	
施設賠償責任保険	身体賠償・財物賠償共通 １名・１事故	１，０００万円
生産物賠償責任保険	身体賠償 １名・１事故・保険期間中	１，０００万円
傷害総合保険	個人賠償責任 損害賠償金、訴訟費用、その他の費用	５，０００万円
	傷害 死亡・後遺障害	１００万円

### ３ 事故が生じたときは

保険事故が発生したときは、遅滞なく、里親名、事故の日時・場所、被害者の住所氏名、事故の状況などを児童相談所まで連絡してください。連絡後、仙台市ほほえみの会からその都度必要書類等について指示があります。

事故例	保険金支払額
責任能力の無い委託児童が、外部の施設で屋外水道から池に水を出していたが、蛇口を閉め忘れ一晩中汲み上げポンプが稼働したため、ポンプが故障し、施設内の給水箇所が全て給水不能となってしまった。	約100,000円
責任能力の無い委託児童が遊んでいるときに、蹴ったボールが他人の家の窓ガラスにあたり、割ってしまった。	約12,500円
責任能力の無い委託児童が友人の家で遊んでいるときに、友人の携帯用ゲーム機を落としてこわしてしまった。	約13,000円

## 第9 保育所の利用

### 1 保育所の利用

里親の就労、妊娠・出産、疾病、障害、介護等の理由により、委託されている子供に保育の必要性が生じた場合、里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、保育所に入所することが可能となります。

里親が保育所の利用を希望する場合は、児童相談所に相談の上、直接、市町村の担当窓口に応じ込むこととなります。

保育所入所に係る費用徴収は免除されます。費用徴収に係る免除の手続きは児童相談所で行います。

#### (1) 保育施設等の利用

##### ① 次年度4月1日付利用開始の申込期間

現年度11月上旬から12月上旬まで（詳しくは、市政だより又は各区役所にお問い合わせください。）

##### ② 年度途中からの利用の申込締切日

- ・各月1日付利用開始の場合（4月1日を除く）・・・前月の5日まで
- ・各月16日付利用開始の場合・・・前月の20日まで

#### (2) 申込要件

- ・お子さんと里親が保育施設等の利用開始日時点において仙台市に住んでいること（仙台市に住民票があることを原則とします）。
- ・お子さんの里親が保育の必要性の事由に該当すること（2支給認定に該当すること）

(3) 利用に関するお問い合わせ先・申込先

お住まいの区	電話番号
青葉区役所 家庭健康課	022-225-7211 (代)
宮城総合支所 保健福祉課	022-392-2111 (代)
宮城野区役所 家庭健康課	022-291-2111 (代)
若林区役所 家庭健康課	022-282-1111 (代)
太白区役所 家庭健康課	022-247-1111 (代)
泉区役所 家庭健康課	022-372-3111 (代)

## 2 支給認定

(1) 認定区分

幼稚園や保育所などの利用を希望される場合、入園・入所の決定とは別に、保護者の方の就労状況などをもとに、利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さん(2号認定を除く)	幼稚園（新制度対象園のみ） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、認定こども園（保育所部分） 家庭的保育事業（保育ママ） 小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

(2) 保育を必要とする要件

2号認定または3号認定を受けるための要件は、以下のとおりです。

- ① 1か月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）。
- ② 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合。
- ③ 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
- ④ 家庭内の親族を常に介護している場合（1か月に64時間以上）。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- ⑥ 求職活動中である場合。

認定期間は認定開始日から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。また、勤務証明書等の提出により、認定期間が変更されます。

- ⑦ 1か月に64時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）。
- ⑧ その他、上記に類する場合で、どうしてもお子さんの保育ができない場合。

### 3 障害児等保育

#### ① 対象児童

保育施設等において保育が可能な、障害のある生後5か月以上のお子さん

※保護者の申込書、発達相談支援センターの医学的診断や発達診断、保育施設等での体験保育の記録を参考にして認定します。

#### ② 実施保育所

認可保育所等で実施しています。(受け入れ枠については、各園により状況が異なります。)

#### ③ 入所申込

4月1日から障害児等保育の利用を希望する場合は、前年の10月頃からの募集に申し込む必要があります。申し込み、お問い合わせは、第一希望の保育施設等を所管する区の家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課へご相談ください。

## 第10 幼稚園の利用

---

### 1 幼稚園の入園までの流れ

#### (1) 従来制度のままの幼稚園

- ・幼稚園に直接利用申し込み
- ・幼稚園から入園の内定
- ・幼稚園と入園契約

#### (2) 新制度の幼稚園

利用のための支給認定が必要です。認定の申請は、幼稚園を通じて行うので、区役所での手続きは必要ありません。

- ・幼稚園に直接利用申し込み
- ・幼稚園から入園の内定
- ・幼稚園を通じて、「利用のための認定（支給認定）」を申請
- ・幼稚園を通じて、市が認定証を交付
- ・幼稚園と入園契約

### 2 認定こども園の入園までの流れ

#### (1) 幼稚園部分を利用する場合

(満3歳以上の就学前のお子さん／従来の幼稚園と同様に就労等の条件なし)

新制度の幼稚園と同じ流れになります。

- ・認定こども園に直接利用申し込み
- ・認定こども園から入園の内定

- ・認定こども園を通じて、「利用のための認定（支給認定）」を申請
- ・認定こども園を通じて、市が認定証を交付
- ・認定こども園と入園契約

## （２）保育所部分を利用する場合

（就学前のお子さん／従来の保育所入所条件同様、就労等により保育を必要としている方）

保育所と同じ流れになります。仙台市にて利用のための認定の審査と利用施設等の調整を行います。入園できる人数より入園希望者が多い場合は、保育を必要とする程度の高い方から順に選考します。

## 3 幼稚園での預かり保育

市内の私立幼稚園では、通常の教育時間（概ね午前9時～午後2時）の前後の時間帯や、夏季などの長期休業期間中にも預かり保育を実施しており、概ね保育所並みの時間、お子さんを預けることができます。（実施時間や料金は園によって異なります）

## 4 費用負担について

幼児教育・保育の無償化に関する法律が成立し、利用料が一定額まで無償となります。また、上限を超過する分は、措置委託費の中の「幼稚園費」として支給されるため、里親の費用負担はありません。手続きは児童相談所で行います。

## 第11 子供の発達についての相談

### 1 発達相談支援センターについて

脳性麻痺や知的障害、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、あらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。

利用に関するお問い合わせ先・申込先

お住まいの区	相談先	電話番号
青葉区、 宮城野区、泉区	仙台市北部発達相談支援センター（北部アーチル）	022-375-0110
若林区、太白区	仙台市南部発達相談支援センター（南部アーチル）	022-247-3801

### 2 相談の実際

乳幼児（0歳～就学前）の場合は保育士や保健師が相談員としてお話を伺います。学齡児（小学生・中学生・高校生など18歳未満）の場合は教員やケースワーカーが相談員としてお話を伺います。



また、本人の発達面については心理判定員が、体の不器用さなどの心配がある場合は理学療法士、作業療法士が、発音、聞こえ、ことばについて心配がある場合は言語聴覚士が評価員として一緒に相談に入ります。必要に応じて医師による医療相談も行います。

#### (1) 乳幼児（0歳～就学前）の相談例

子育てで	幼稚園や保育所で
「ことばが遅い」	「お友達とうまく関われない」
「運動発達が遅い」	「会話が続かない」
「動きが多い」	「落ち着きがない」
「遊びが続かない」	「集団から外れる」
「マイペースで人との関わりが乏しい」	「先生の指示に従えない」
「こだわりがつよい」	「発音がはっきりしない」など
「耳が聞こえないのではないか」	
「ことばがつかえる」など	

#### (2) 学齢児（小学生・中学生・高校生など18歳未満）の相談例

普段の生活で	学校の生活で
「動きが多くて、落ち着きがない」	「勉強をがんばっているのについていけない」
「人との関わり方が苦手」	「教室や学校から飛び出してしまうことがある」
「こだわりが強く、切りかえができない」	「学校で担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生に相談したが、学校では過ごしにくいようだ」
「不器用で動作がぎこちない」	「自分に自信がなくて元気がない」
「どのような福祉サービスが利用できるのか」など	「小学生から中学生へ、中学生から高校生へ進学するとき、進路をどのように考えたらいいか」

### 3 障害児通所支援の利用

#### (1) 利用案内

専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、通所施設の指導訓練を受けることができます。なお、通所に係る費用徴収は免除されます。

#### (2) 利用できる施設

##### ① 児童発達支援センター

就学前の知的障害のある児童等が通園して、発達援助や生活指導を受けることを目的とする施設です。

##### ② 児童発達支援事業所

在宅の障害のある幼児が週に2～3回保護者とともに通園し、発達の援助、生活指導、運動療法を受けるとともに、保護者への療育相談等を行う施設です。

### ③ 放課後等デイサービス事業所

主に特別支援学級や特別支援学校に在籍している障害児に対し、放課後、休日、夏休み等の長期休暇期間中に遊びやレクリエーションなどを通じ、生活経験を広げる場を提供する施設です。

## 第12 里親の支援について

### 1 里親支援事業

#### (1) 里親制度普及促進事業

子供家庭支援課と協力して養育里親研修・専門を実施します。なお、専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託しています。

#### (2) 里親委託推進・支援等事業

- ・児童に最も適合した里親等との調整等を行います。
- ・現に子供を委託されている里親やレスパイト・ケアなどの短期的養育している里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定期的に訪問します。(里親等委託調整員)
- ・里親等や里親等を希望する者、養子希望者等が集い、養育についての話し合い等相互交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図ります。(里親サロン)

### 2 里親支援機関

里親支援等を適切に実施することができると市長が認めた機関です。児童養護施設及び乳児院等に里親支援専門相談員を置いて、子供を委託されている里親やレスパイト・ケアなどの短期的養育している里親からの相談に応じています。また、定期的に里親宅を訪問し児童の状態の把握や里親へのアドバイス等も行います。

施設名	電話番号
宮城県済生会乳児院	022-299-0825
丘の家乳幼児ホーム	022-233-3202
丘の家子どもホーム	022-234-6303
小百合園	022-257-3898
ラ・サール・ホーム	022-257-3801
仙台天使園	022-281-5181

### 3 レスパイト・ケア

委託中の子供を養育している里親が、一時的な休息のための援助(以下「レスパイト・ケア」という。)を必要としている場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して、その子供の養育を代替して行います。日数制限はありません。

#### (1) 手続き

- ① 里親が児童相談所に申請する。(様式第1-1号/P40)
- ② 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施の可否決定、実施施設の選定を行い、その結果を里親に通知する。
- ③ 里親は子供の最近の生活状況や嗜好等を児童連絡票(様式第1-2号/P41)により情報提供する。
- ④ 里親はレスパイト・ケア開始日に児童持参物品等確認票(様式第8号/P42)を作成し、実施施設に提出する。
- ⑤ レスパイト・ケア終了後、児童相談所より実施施設が作成した児童記録票を受け取る。

#### (2) 費用

利用は無料です。委託経費の減額もありません。

## 第13 養子縁組について

### 1 普通養子縁組と特別養子縁組の違い

	普通養子縁組	特別養子縁組
根拠法	民法第792条	民法第817条の2
成立	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家裁の決定により成立 実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)
要件	養親：成年に達した者 養子：尊属又は養親より年長でない者	養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可) 配偶者がある者(夫婦双方とも養親) 養子：原則、6歳に達していない者 子の利益のために特に必要があるときに成立
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了しない	実父母との親族関係が終了する

監護期間	特段の設定はない	6月以上の監護期間を考慮して縁組
離縁	原則、養親及び養子の同意により離縁	養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子（養女）」と記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」等と記載

## 2 普通養子縁組とは

普通養子縁組は、養子になる者と養親になる者との同意及び届出によって成立します。

ただし、未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき者の居住地の家庭裁判所の許可を受けなければなりません。養子縁組の許可がでましたら、その許可書を添えて、養子縁組届を市町村の戸籍係に届出しないと成立したことになりますので、注意が必要です。

さらに、養子となる者が15歳未満の子供であるときは、法定代理人（親権者・後見人）が本人に代わって承諾をすることができます。この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければなりません。また、配偶者のある者が未成年者を養子とするのは、原則として配偶者とともにしなければなりません。

普通養子縁組では、子供は養親の嫡出子としての身分を取得し、当然に財産の相続権を得ますし、親の扶養義務を負います。しかし、同時に実親との親子関係もそのまま継続され、いわば、実質の親子関係は養親子関係ですが、法律的には、二組の親をもつことになり、戸籍上においても養親と実親が併記されます。

また、同意によって成立した親子関係ですから、双方にその同意があれば、いつでも離縁することもできます。

## 3 特別養子縁組とは

特別養子縁組は、実父母による養子となるべき者の監護が著しく困難又は不適當であるとき、その他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、養親となるべき者が家庭裁判所に申し立てます。

家庭裁判所は、養親による6か月以上の試験養育期間の養育状況を考慮した上で、審判により縁組を成立させることができるものです。

審判の確定により、養子と実父母及びその血族との親族関係を終了します。

### （1）成立するための要件

- ・原則として養子になる子供の父母の同意がなければなりません。ただし、父母がその意思表示ができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他その子供の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでないとされています。
- ・養子となる子供の年齢は6歳未満でなければなりません。ただし、その子供が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となるべき者に監護されている場合は、この限りではありません。

・養親になる者は、配偶者のある者でなければならず、また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならない場合は、原則として養親となることができません。

・養親となる者は25歳に達してなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでないとされています。

## (2) 裁判官の判断の基準

・実親がその子供を本当に育てられないのか（要保護性）。

・特別養子縁組を申し立てた夫婦がその子供の養親としてふさわしい人であるか（養親となる者の適格性）。

・養子となる子供と養親となる夫婦との組み合わせが親子として適切な関係であるか（適合性）。

## (3) 審判確定後の手続き

養子縁組の審判が確定すると、家庭裁判所から申立人（養親）及び実親に対して審判確定通知が送付されます。申立人（養親）は審判書と家庭裁判所が発行する審判確定証明書等を添えて特別養子縁組届を各区の戸籍住民課に10日以内に届出しなければなりません。

・届出に必要な書類等

- ① 家庭裁判所からの審判書及び確定証明書
- ② 子供の戸籍謄本 ※児童相談所で取り寄せ
- ③ 養父母の戸籍謄本（届出地が本籍地ではない場合のみ）
- ④ 養親及び養子それぞれの印鑑（養子が15歳未満のときは法定代理人の印鑑）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

## (4) 戸籍の表示

養親の嫡出子になりますので、「長男」とか「長女」と記載されます。父母欄には養親のみの名前が記載されます。ただし、養親の実子になるわけではありません。戸籍にも特別養子縁組であるという事実がわかるような記載があります。実親の親族との血族結婚を避けるための手立てがとられています。

# 第14 子供の委託解除

---

## 1 委託解除等

下記の場合に里親委託は解除となります。この場合、児童相談所から「措置解除通知書」が送付されず。

- ・普通養子縁組の届出日
- ・特別養子縁組の確定日
- ・18歳到達日（措置延長した場合は20歳到達日）
- ・就職及び進学日
- ・家庭引き取り日

・その他

※ 育てられなくなったとき

離婚、死亡など家庭に大きな変化が生じて、子供を育てていくことが困難になったときは、すみやかに児童相談所に相談してください。できるだけ養育を継続できるよう、また親子関係が保たれるよう、援助や指導・助言がなされますが、場合によっては、離別しなければならない時もあります。里親だけでなく子供にも心の傷となって残りますので、冷静で適切な対応が求められます。

## 2 里親委託解除時に返却する書類

委託時の書類	説明
健康保険被保険者証	就職自立の場合は、それぞれに応じた新たな公的医療保険に加入する必要があります。
受診券	委託解除後は利用できません。
母子健康手帳	委託解除時に児童相談所に返却します。 里親家庭から自立する場合は、里子に渡します。
身体障害者手帳・療育手帳	
児童手当が振り込まれている通帳	収支の状況を明らかにする記録を整備し、委託が解除された場合は、速やかに口座残高等子供に係る金銭をその子供に渡す必要があります。

## 第15 18歳を過ぎてからの自立支援

### 1 措置延長

委託中の子供が、18歳に達しても委託を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで引き続き委託を継続(措置延長)することが可能です。特に、進学や就職をしたものの生活が不安定な場合や、障害や疾病等により進学や就職が決まらない場合など、子供の自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、里親の意見を聞き、あらかじめ子供、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には、積極的に措置延長を行う必要があるとされています。

### 2 社会的養護自立支援事業

自立のための支援を継続して行うことが適当な方が、措置解除後も引き続き里親家庭で生活する場合、措置解除後の安定的な住まいを確保するため、居住費及び生活費を支給いたします。

#### (1) 対象者

里親への委託を解除された者で、措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行います。

## (2) 手続き

措置解除前に児童相談所に、社会的養護自立支援事業(居住に関する支援)実施申込書(様式第1号)を提出します。この場合は、里親が対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって児童相談所に申込みを行うことができます。

## (3) 支給額

費目の種類	経費の用途	各月の支弁額の算式
居住費支援	委託措置解除後の安定的な住まいを確保するための経費	就学・就労をしていない者、大学等に就学している者、就労している者 その月の初日の入居者数×月額86,000円 ただし、二人目以降の対象者については、一人当たり月額43,000円
生活費支援	委託措置解除後も引き続き里親に居住する対象者の生活費	① 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅に引き続き居住する者の人数×月額50,540円 ② 就学している者で措置されていた里親宅に引き続き居住する者の人数×月額11,020円 ③ 里親に対し各月初日以外の日に支援の実施を委託または終了があった者については、上記①及び②の定めにかかわらず、次の算式により算出した額。 算式 里親の生活費支援月額÷30.4×その月の対象者延人員数 (※) (※対象者延人員数とは、委託日数×対象者数を指す。)



### 3 アフターケア事業

18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除される方のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な方につきまして、就労支援、生活支援、住居支援等のアフターケアの相談を行います。支援は仙台市から委託されているNPO法人が行っています。

#### (1) 相談内容

措置解除前でも解除後でも相談に応じます。

- ・進学資金がない
- ・就職するのが難しそう
- ・住むところを確保するのが難しそう
- ・就職できたけどうまくいかない
- ・仕事を辞めたいと言っている
- ・進学したけどうまくいかない
- ・休学、退学を考えている

#### (2) 連絡先

仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフターケア共同体

（チャイルドライン・アフターケア担当）

電話：022-341-7062

メールアドレス：yougo\_af@shirt.ocn.ne.jp

### 4 委託解除後の身元保証人確保対策

里親等に委託中又は委託解除後の子供等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に里親等が身元保証人となった場合の損害保険契約を社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する「身元保証認確保対策事業」があります。

運営主体は、全社協であり、保証人となった里親等の申込みを受け、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに保証金を支払うなどの業務を行います。

制度を利用したい場合は、児童相談所にご相談ください。

#### (1) 対象となる子供

里親に委託中又は委託解除から2年以内の子供で、かつ次のいずれかの要件を満たし、親族等に適当な保証人がいない子供が対象となります。

- ・父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ・父母等に心身の障害がある。
- ・父母等が経済的に困窮している。
- ・虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。



(2) 対象となる保証人

里親または措置をした児童相談所長

(3) 保証の種類

本事業が対象とする保証の種類は次のとおりです。

- ・ 就職時の身元保証
- ・ 居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証
- ・ 大学等入学時の身元保証

(4) 保証内容

保証の内容	保証期間	補償限度額
就職時の身元保証	1年毎更新 最長3年間 市が必要と認める場合は最長5年間	200万円
居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証	1年毎更新 最長3年間 市が必要と認める場合は最長4年間	120万円又は家賃等の6か月分のいずれか少ない額
大学等入学時の身元保証	1年毎更新 当該教育機関における正規の修業年数間 市が必要と認める場合は原則として最長5年間	200万円

(5) 事故発生時の対応・手続き

子供の不誠実行為または損害の発生を知ったときは、その時点から48時間以内に事故発生通知書により全社協にFAXで通知します。

全社協は、この通知を受け、必要に応じて損害調査の照会や保証金請求書様式の送付などを行います。

## 5 自立支援資金貸付事業

里親等に委託中、または委託を解除された方に対し、生活に必要な資金や就職に有利な資格の取得のための資金を貸付します。

(1) 貸付けの対象者

里親に委託中、または委託を解除された方のうち、次の要件に該当する方が対象になります。

① 生活支援費

里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、大学等に在学する方（以下「進学者」といいます。）

② 家賃支援費

進学者のほか、里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、就職している方（以下「就職者」といいます。）

③ 資格取得支援費

里親等に委託中または里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」といいます。）

(2) 貸付期間と貸付額

貸付の種類	貸付期間	貸付額
生活支援費	大学等に在学する期間	月額5万円
家賃支援費	進学者は大学等に在学する期間、就職者は退所又は委託解除から2年間を限度に就労している期間	ひと月あたりの家賃相当額（管理費および共益費を含みます。）（居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額が限度）
資格取得支援費		資格取得に要する費用の実費25万円以内

※利子はすべて無利子です。

(3) 返還の免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

- ① 進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。
- ② 就職者 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
- ③ 資格取得希望者
  - ・就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。
  - ・大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けたときは、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を継続したとき。

(4) 貸付事業の実施者

この貸付事業は、県の補助により、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が行います。

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7番4号

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付担当

電話：022-399-8844

FAX：022-261-9555

## 6 奨学金（日本学生支援機構）

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度です。

### （1）奨学金の種類

#### ① 貸与型

利息の付かない第一種奨学金と、利息の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利息付）があります。卒業後に返還する必要があります。

#### ② 給付型

原則返還義務のない奨学金が給付されます。また支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。

### （2）申込み方法

申込みは学校を通じて行います。詳しい手続きについては在学している学校の指示にしたがってください。また進学前に奨学金の予約をする制度（予約採用）もあります。現在、在学している学校へお問い合わせください。

### （3）問い合わせ先

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

日本学生支援機構奨学金相談センター

0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）



## 第16 一時保護委託について

一時保護委託とは、子供の安全確保を目的に児童相談所が行う一時保護を、施設や里親に委託することです。一時保護の間に児童相談所では子供や家庭の状況を把握し、在宅支援が可能か、長期的に分離保護が必要かを判断します。

### (1) 一時保護委託と措置委託の違い

	一時保護委託	措置委託
根拠法	児童福祉法第33条	同法の27条1項3号
目的	子供の安全確保	子供に安定した生活環境を提供
親権者の同意	必要としない	原則必要
委託期間	原則2カ月	子供にとって必要な期間で、最大20歳までの委託が可能
監護権・教育権	児童相談所長	里親
住民票や学籍	原則移動ができない	原則移動できる
受診券の記載	児童相談所長名	里親名
委託費の支給事務	児童相談所	子供家庭支援課

### (2) 委託費用

	一時保護委託費
5日目まで	日額8,780円(1歳未満児：日額10,280円)
6日目から30日目まで	日額5,680円(1歳未満児：日額5,690円)
31日目以降	日額6,190円(1歳未満児：日額6,450円)

※児童の状況により、その他の費用が支給される場合がありますので、詳細は一時保護委託時にご案内いたします。

## 第17 仙台市ほほえみの会（仙台市里親会）の活動

里親になると、里親同士が集まって、お互いの体験を語り合う機会があります。そんなとき何気なく話される言葉に励まされたり、参考になったりすることもあります。市内の里親さんたちで組織する「仙台市ほほえみの会」は、里親でなければ分かり合えない苦労や喜びを語り合ったり、先輩里親からアドバイスを受けたりする交流の場となっています。

### (1) 主な事業

- ・ 自主研修（施設奉仕活動など）
- ・ 各種研修会への参加（全国里親会、東北地区里親会など）
- ・ 里親、里子の交流会（芋煮会、クリスマス会など）
- ・ 機関紙の発行
- ・ 里親、里子同士の相談（定例会など）

## (2) 全国里親会

地域の里親会を代表する組織として全国里親会があります。活動としては、里親制度の広報・普及、里親の養育技術向上に向けた地区ブロック別里親会への支援、国及び関係機関等への提言や働きかけ、海外の里親関係団体との交流などです。

## (3) 連絡先

仙台市ほほえみの会事務局（仙台市社会福祉協議会内）

仙台市青葉区五橋2-12-2

仙台市福祉プラザ6階

電話：022-223-2010（代表）

## 第18 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

---

小規模住居型児童養育事業は、家庭養育を促進するため、要保護児童に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業です。

平成21年度に創設された制度で、養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームです。

ファミリーホームの実施を希望される場合は、以下までご相談ください。

### 連絡先

仙台市子供未来局子供家庭支援課 児童養護係

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目5番12号

電話：022-214-8180

## 里親認定登録取消申請書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(あて先) 仙台市長

申請者氏名 (里父) \_\_\_\_\_ 印  
 (里母) \_\_\_\_\_ 印

次のとおり、里親の認定登録の取消しを申請します。

[取消しを申請する認定登録の内容]

登録番号		種 別	養育・養子縁組・親族・専門
里父氏名		住 所	Tel ( )
里母氏名			
認定登録年月日			
登録有効期限			
取消し希望時期			

[現在委託されている里子]

氏 名	生年月日

氏 名	生年月日

[取消しを申請する理由]

## 里親変更届

(あて先) 仙台市長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

申請者	里親種別 /	里親	登録番号 /
	里父氏名 /		
	里母氏名 /		
	現住所 /		

次のとおり、里親認定登録事項に変更がありましたので届け出ます。

変更事項	変 更 前	変 更 後
変更年月日 /                      年                      月                      日から		
備考・連絡事項 /		

※変更内容を証明する書類を添付してください。

[届出が必要な事項]

・名字    ・住所    ・電話番号    ・勤務先    ・委託料振込先金融機関口座
--

※その他、里子や同居の家族の状況に変化があった場合、里子を受け入れられなくなった場合などは、すみやかに児童相談所へご連絡ください。





児童の氏名			愛 称		
予防接種	BCG	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	麻しん	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
	三種混合	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 追加	風しん	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
	ポリオ	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回	日本脳炎	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 追加	
かかりつけの医院	医院名		所在地		
体 質	アレルギー <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 何のアレルギーですか→				
	ぜんそく <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり どんな時どの程度ですか →				
	ひきつけ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり どんな時どの程度ですか →				
	いままでにかかった大きな病気など				
	その他 注意すること				
食べ物	<input type="checkbox"/> 授乳中 1回 CC 1日 回 授乳時間→				
	<input type="checkbox"/> 離乳中 固さ・きざみ方→				
	嫌いなもの [ ] アレルギー [ ]				
食べ方	<input type="checkbox"/> 全面介助 <input type="checkbox"/> 一人で食べるが手助けが必要 <input type="checkbox"/> 一人で食べる [スプーン・はし]				
移 動	<input type="checkbox"/> 寝ている <input type="checkbox"/> 首がすわっている <input type="checkbox"/> 座ることができる <input type="checkbox"/> 寝返りができる <input type="checkbox"/> はいはいする <input type="checkbox"/> 立つ <input type="checkbox"/> つたい歩きする <input type="checkbox"/> 歩く				
排 泄	おむつ <input type="checkbox"/> 常時している <input type="checkbox"/> 夜間のみ必要 <input type="checkbox"/> 排泄を教える <input type="checkbox"/> 排泄を教えない				
	おもらし <input type="checkbox"/> 日中あり [頻度 ] <input type="checkbox"/> 夜間あり [頻度 ]				
睡 眠	<input type="checkbox"/> 寝つきが悪い <input type="checkbox"/> 夜泣きをする <input type="checkbox"/> 眠りが浅い				
	睡眠時間 [ ~ ] お昼寝時間 [ ~ ]				
	眠いとき・眠るときのクセなど				
嗜 好	好きな遊び・特に嫌がることなど				

〔当日の体調〕	〔その他連絡事項〕
---------	-----------



【里親に関してのお問い合わせ先】

◆仙台市児童相談所

〒981-0908

仙台市青葉区東照宮1丁目18-1

電話：022-219-5111（代表）



★交通機関(地図中の数字に対応しています)

- ①市営バス[安養寺二丁目線] 北六番丁小学校前徒歩 11 分
- ②市営バス[安養寺二丁目線] 東照宮一丁目下車 徒歩9分
- ③JR[仙山線] 東照宮駅下車 徒歩 14 分
- ④地下鉄[南北線] 台原駅下車 徒歩 14 分

里親ハンドブック

発行日 令和元年11月発行

編集・発行 仙台市